

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、昭和48年10月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月31日から同年11月1日まで

昭和46年3月から約5年間、B社に勤務し、その間は、給与から厚生年金保険料を控除されていた。同社が厚生年金保険の適用事業所となった48年11月1日より前は、同社の従業員は関連事業所であるA社で厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが推認できる上、同社の従業員は、当時の従業員（複数）の証言から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年11月1日より前については、その関連事業所であるA社の厚生年金保険に加入していたと推認できる。

また、申立期間前後において継続してB社に勤務していたと推認できる従業員（複数）は、A社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和48年11月1日に喪失し、同日にB社における同資格を取得しており、これら従業員の被保険者期間は継続している上、上記同僚のうち、申立人と同世代で同じく機械設計業務に従事していた者は、自分の厚生年金保険の加入記録は継続しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたのであれば、申立人についても同様に継続されているはずである旨を証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和48年10月の標準報酬月額）から、5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人に係る被保険者資格の喪失日を昭和48年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 岡山国民年金 事案 790

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

昭和59年10月14日に国民年金（任意加入）の被保険者資格を喪失したとの記録となっているが、その手続を行った覚えはなく、61年4月に第3号被保険者になるまで継続して国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時に居住していた市において国民年金（任意加入）の被保険者資格を昭和59年10月14日に喪失する旨の手続を行っていないと主張するが、申立人は申立期間当時に居住していた県が再発行した年金手帳を所持しており、同手帳には国民年金の被保険者でなくなった日は「昭和59年10月14日」、被保険者の種別は「任意」と記録されており、申立人はこのころに国民年金（任意加入）の被保険者資格の喪失手続を行ったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付状況（納付方法、納付期間、納付金額等）の記憶が定かでない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から同年9月まで

昭和46年7月ころから47年6月ころの間に、近々引っ越すことが決まっていた町の役場で、特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付し、国民年金手帳の「昭和47年度国民年金印紙検認記録」の10月から3月までの欄に領収印を押してもらった。領収の記録があるのに、申立期間における国民年金の加入記録が無いのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の「昭和47年度国民年金印紙検認記録」の10月から3月までの欄には当時申立人が居住していた町が納付された昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を48年4月に検認したことを示す検認印が押されているとともに、同町は、国民年金手帳の検認記録欄に領収印を押すことはないと回答しており、この検認印が申立期間の国民年金保険料に係る領収印であるとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したと主張するが、上記の町は、特例納付による国民年金保険料を収納することは無かったと回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

平成7年3月30日に講師として勤務した中学校を退職し、同年4月1日に別の中学校に教諭として就職した。講師として勤務した中学校を退職する際に同校の事務担当者から、7年3月は厚生年金保険の未加入期間となるので国民年金の加入手続をするようアドバイスされ、おそらく同年4月に、転居した町の役場で加入手続を行い、その場で同年3月の国民年金保険料を納付した。それにもかかわらず、申立期間について国民年金の被保険者となっていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入状況（加入時期、加入場所等）及び国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付場所、納付金額等）についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するが、申立人が平成7年4月以降に居住した町（現在は、市）は、「当時は、加入手続の際に納付書を発行しておらず、その場で国民年金保険料を納付することはできなかった。」と回答している。

さらに、申立人が加入手続の際に町の窓口へ提出したとする国民年金手帳には、申立期間に国民年金に加入していたことをうかがわせる記載は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月7日から9年4月1日まで  
平成8年10月7日から9年3月31日までA社に勤務していた。雇用保険被保険者証から、雇用保険に8年10月7日から加入していることが確認でき、同社の会長から、「雇用保険に加入していたのであれば、厚生年金保険にも加入させている。」と言われたので、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立てに係る事業所が保管する労働者名簿から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の従業員（当時）からは、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られない。

また、オンライン記録において、申立期間における申立てに係る事業所の健康保険整理番号の欠番は無く、被保険者記録がさかのぼって取り消された形跡も見られない。

さらに、申立人に、「雇用保険に加入していたのであれば、厚生年金保険にも加入させている。」との説明を行った申立てに係る事業所の会長は、「おそらく厚生年金に加入させていたと思い、そのように話したが、賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人に係る厚生年金保険の加入手続及び保険料控除については不明である。健康保険整理番号の欠番が無いのであれば、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と述べている。

加えて、申立てに係る事業所の総勘定元帳から確認できる厚生年金保険料の事業主負担分には、申立人の厚生年金保険料は含まれていないことがうかがわれる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申



立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1097（事案 869 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 12 年 5 月 1 日から退職した 15 年 3 月 15 日までの標準報酬月額が、他の期間に比べて著しく低いものとなっている。このように給与が下がったことはないため、この期間について記録の訂正を求めたが、一部の期間を除いて認められなかった。

このたび、国民健康保険料変更（決定）通知書及び市県民税の領収書がみつき、これを元に市役所支所に尋ね、平成 13 年及び 14 年のおおよその年間収入額を推計できた。その年間収入額は、標準報酬月額から考えられる年間収入額を上回っていることから、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立てに係る事業所が保管する給与明細書、源泉徴収票及び源泉徴収簿から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録から確認できる標準報酬月額が一致していることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 5 月 31 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として国民健康保険料変更（決定）通知書（平成 14 年度、15 年度、16 年度）及び市県民税の領収書（平成 15 年度 1 期、同 3 期）を提出し、それらを元に居住する市の職員に尋ねて推計した年間収入額は標準報酬月額から考えられる年間収入額を上回っているとして、再度、申立てを行っている。

しかしながら、申立人が主張する平成 13 年及び 14 年の年間収入額は、当初申し立てた際に申立てに係る事業所から提出された源泉徴収簿等に記載された金額とほぼ一致している。

また、国民健康保険料変更（決定）通知書及び市県民税の領収書から前年の所得額を確認することはできるが、申立人が事業主により給与から控除された

厚生年金保険料額を確認することはできない。

これらの資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から30年6月1日まで

「ねんきん特別便」を受け取り、社会保険事務所（当時）に出向いたところ、職員から「昭和29年4月から2か月程度、私と同姓同名の人がA県で働いていた記録がある。」と説明を受けた。昭和29年4月は、私が大学に入り、B社C事業所（適用事業所名はD社C事業所。現在のE社）でアルバイトを始めた時期と一致しており、同月から2年近く働いていると申し出たところ、その後、社会保険事務所から「昭和30年6月1日から同年8月11日までの約2か月間、厚生年金保険の被保険者記録が確認できた。」と回答があった。

当初対応した社会保険事務所の職員が、ディスプレイを見ながら昭和29年4月からと明言したにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中のみ厚生年金保険の被保険者記録がある従業員と一緒に勤務していたことを記憶しており、期間は特定できないが、申立人が申立期間中に申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所において、昭和28年4月1日から29年4月1日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間中に在籍していた者191人のうち、連絡の取れた47人は、いずれも申立人を記憶していない上、申立人が記憶する従業員は死亡等により連絡が取れず、申立人の申立期間における保険料控除に関する証言を得られない。

また、E社は、「申立人に係る関係資料が無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に関する届出、並びに厚生年金保険料の控除及び納付については不明である。」旨回答している。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1099

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 2 日から 47 年 12 月 31 日まで  
申立期間については、脱退手当金が支給された記録となっている。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるほか、申立てに係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和48年2月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1100 (事案 610 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 8 日から 34 年 11 月 11 日まで  
当時は脱退手当金の制度を知らず、申立期間の脱退手当金について請求したことも受給したことも記憶に無いことから、受給しているとする記録の訂正を求めたが認められなかった。  
新たな資料や事情は無いが、受給していないことは間違いなく、納得できないので、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 支給金額に計算上の誤りは無く一連の事務処理に不自然さはうかがえない、ii) 申立人の同僚の厚生年金保険被保険者記録から、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる、iii) 脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情は無いが当委員会の決定に納得できないとして、再度、申立てを行っているが、当該申立てのみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1101

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 24 日から 35 年 9 月 7 日まで  
② 昭和 35 年 9 月 7 日から 36 年 10 月 15 日まで

ねんきん定期便によると結婚前に働いていた期間に係る厚生年金保険の加入記録が無かったため、社会保険事務所（当時）に申し出たところ、脱退手当金が支給されているとの説明を受けた。しかし、脱退手当金を請求した覚えも受け取った覚えも無いので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、二つの事業所における厚生年金保険に加入し、その被保険者記号番号は、同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後に初めて厚生年金保険の被保険者となった期間については別の記号番号となっており、このことは、脱退手当金が支給されたために記号番号が異なると考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないと言うほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 岡山厚生年金 事案 1102 (事案 550 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から平成 13 年 9 月 1 日まで  
② 平成 15 年 11 月 1 日から 16 年 2 月 1 日まで

A社にトラック運転手として勤務していた昭和52年4月1日から平成18年11月1日までの標準報酬月額が低く記録されているとして記録の訂正を申し立てたが、申立期間については、記録の訂正が認められなかった。今回、給与を入金していた金融機関の取引履歴一覧表を提出するので、再度検討してほしい。

なお、上記金融機関には、平成7年4月から給与を入金しており、給与が現金支給であるため、毎月10日ころ集金に来てもらっていた。集金の際には給与明細書の差引支給額と入金額を照合しているため、入金額は差引支給額と同額である。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人のオンライン記録による平成15年10月から16年2月までの標準報酬月額は、申立人が所持する源泉徴収票の社会保険料等の金額及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していること、ii) 社会保険庁の記録について、改定額等に不自然さはなく、さかのぼって訂正された形跡も見当たらないこと、iii) 申立人が、申立期間の保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを示す資料として、新たに金融機関の取引履歴一覧表を提出しているが、この履歴一覧表からは、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

ほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1103

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月ころから 30 年 10 月 1 日まで  
昭和 27 年 5 月ころから A 社において勤務していた。同社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのが 30 年 10 月 1 日であることは社会保険事務所（当時）で聞いたが、入社後半年くらいしてから健康保険証を事業主から手渡され、実際に入院や治療の際に使用した覚えがあるので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立てに係る事業所は、昭和 30 年 10 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立てに係る事業所の事業を承継した事業所の現在の代表者は、「当時の資料等を保管していないため、申立人の厚生年金保険料を控除していたかどうか不明である。」と回答している。

さらに、申立人の同僚（当時）からは、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1104

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで  
昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 12 月 31 日まで A 市 B 地区にあった C 社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立てに係る場所及びその付近に厚生年金保険の適用事業所として存在していたことが確認できない。

また、申立人は申立てに係る事業所の事業主や同僚の名前を覚えておらず、勤務実態についての証言が得られない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶はなく、ほかに申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から平成 14 年 3 月 21 日まで  
A社に勤務していた申立期間において厚生年金保険料が 2 万 6,000 円ないし 2 万 8,000 円程度控除されていたと思う。控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している標準報酬決定通知書に記載された申立人に係る申立期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、申立人に係る課税台帳に記載された社会保険料控除額及び申立てに係る事業所が保管する「平成 13 年賃金台帳」に記載された社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料の額並びにオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の額はそれぞれ、一致しており、事業主は社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと推認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。